

新型コロナウイルス感染症に関する一橋大学大学院法学研究科法学・国際関係専攻  
修士課程入学試験（一般選抜・社会人特別選考）における対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点及び感染拡大を受けての社会情勢等を鑑み、  
標記入学試験について、以下のとおり対応いたします。

### 1. 外国語・論文試験（令和4年8月30日実施）について

出願者が以下の理由で入学試験当日に試験会場に来られない場合は、辞退となります。

なお、外国語・論文試験に関する代替措置は予定していません。

- ①渡航のためのビザなどが取得できない場合
- ②滞在国からの出国又は日本への入国が認められない場合
- ③日本に入国後、隔離措置となった場合
- ④新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の場合
- ⑤保健所から濃厚接触者に該当すると伝えられている場合  
(ただし、発熱・咳等の症状がない無症状の濃厚接触者については受験が認められる場合がありますので、必ず事前に法学研究科事務室宛てにメールにてご相談ください。)

#### 【検定料の返還について】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、法令等に基づく命令、要請等により日本国への上陸及び移動が制限され、出願した大学院入学試験を受験できなかった場合には、検定料の返還を申請することができます。

該当する方は、令和4年8月30日（火）午前10時（日本時間）までに法学研究科事務室宛てにメールにてご連絡ください。事務室から返信にて申請手続きについてご案内します（申請時、政府機関等からの通知文書、当該機関ウェブサイトのコピー等、証明できる書類の提出が必要となります）。

### 2. 口述試験（令和4年9月9日実施）について

出願者が以下の理由で入学試験当日に試験会場に来られない場合は、代替措置を講じます。

- ①渡航のためのビザなどが取得できない場合
- ②滞在国からの出国又は日本への入国が認められない場合
- ③日本に入国後、隔離措置となった場合
- ④新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の場合

⑤保健所から濃厚接触者に該当すると伝えられている場合

(ただし、発熱・咳等の症状がない無症状の濃厚接触者については受験が認められる場合がありますので、必ず事前に法学研究科事務室宛てにメールにてご相談ください。)

⑥その他、①～⑤に準ずる場合であって、法学研究科長が相当と認めた場合

該当する方は、次の手続きを行ってください。

- (1) 9月9日(金)午前8時(日本時間)までに法学研究科事務室宛てにメールにてご連絡ください。
- (2) 件名は「入学試験受験希望(氏名)」としてください。
- (3) 本文に、出願した選考名と試験当日に試験会場に来られない理由を記載してください。
- (4) ④の場合、罹患した者にあつては診断書(病名、加療期間(欠席となる試験日を含む。))が記載されたもの等、濃厚接触者については申告書(様式自由)をそれぞれメールに添付してください。
- (5) 代替措置に関する詳細は、送信されたメールに事務室から返信でご案内します。

今後、試験実施について変更等がありましたら、一橋大学大学院法学研究科のウェブサイト(入試情報ページ)でお知らせしますので、随時ご確認ください。

<https://www.law.hit-u.ac.jp/graduate/admission/application.html>

**【本件に関する問い合わせ先】**

一橋大学大学院法学研究科事務室

E-mail : law-km.g@ad.hit-u.ac.jp

電 話 : 042-580-8204

※メールでの問い合わせ後、土日祝日を除いて3日を経過しても事務室から返信がない場合は、必ず電話で確認するようにしてください。